

無線インターネット契約約款 新旧対照表

| 旧 | 新 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-------|--------|-----------------------------|---------|---|-----|--|------|--|-----|--|-----------------|---------------------------------------|--------|---|------|--|-----|---------------------|-------------|---|-----|--|-----|-----------------------------|-------|--|-----|--|-----------------|-----------------------------------|---|----|-------|--------|-----------------------------|---------|---|-----|--|------|---|-----|--|--------------|--|--------|---|------|---|-----|---------------------|------------|--------------------------------|-----|--|-----|---------------------------------------|-------|--|-----|--|---------------|---|
| <p>第1条 (約款の適用) 近鉄ケーブルネットワーク株式会社(以下「当社」といいます。)は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号、以下「事業法」)といひます。)およびその他の法令に従うとともに、当社の定める無線インターネット契約約款(以下「本約款」といひます。)およびインターネット約款により、無線インターネット接続サービス(以下「本サービス」といひます。)を提供するものとします。</p> <p>2 本約款の規定が、インターネット約款の規定と矛盾または抵触する場合は、本約款の規定がインターネット約款の規定より優先して適用されるものとします。</p> | <p>第1条 (約款の適用) 近鉄ケーブルネットワーク株式会社(以下「当社」といひます。)は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号、以下「法」)といひます。)およびその他の法令に従うとともに、当社の定める無線インターネット契約約款(以下「本約款」といひます。)およびインターネット約款により、無線インターネット接続サービス(以下「本サービス」といひます。)を提供します。</p> <p>2 本約款の規定が、インターネット約款の規定と矛盾または抵触する場合は、本約款の規定がインターネット約款の規定より優先して適用されます。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第3条 (用語の定義) 本約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気通信設備</td> <td>電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備</td> </tr> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td>電気通信事業を営むことについて、電気通信事業法第9条の登録を受けた者および第16条第1項の規定による届出をした者</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>端末設備</td> <td>電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつて、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)または同一の建物内であるもの</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技術基準適合認定</td> <td>端末設備規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準</td> </tr> <tr> <td>SIMカード</td> <td>認証情報その他の情報を記憶することができるカードであつて、無線インターネット接続サービスの提供のために当社が加入者に貸与するもの</td> </tr> <tr> <td>認証情報</td> <td>本サービスの提供に際して加入者を識別するための情報であつて、端末設備又は自営電気通信設備の認証に使用するもの</td> </tr> <tr> <td>申込者</td> <td>本サービスの申込みをする個人または法人</td> </tr> <tr> <td>加入契約</td> <td>当社から無線インターネット接続サービスの提供を受けるための契約(以下「本契約」)といひます。)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サーバ</td> <td>本サービス提供にあたり、機能やデータを保有している機器</td> </tr> <tr> <td>加入者回線</td> <td>当社との本契約に基づいて、当社の無線基地局設備と端末機器との間に設定される電気通信回線</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当社グループ企業</td> <td>株式会社KCN京都、こまどりケーブル株式会社、株式会社テレビ岸和田</td> </tr> </tbody> </table> | 用語 | 用語の意味 | 電気通信設備 | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備 | 電気通信事業者 | 電気通信事業を営むことについて、 電気通信事業法 第9条の登録を受けた者および第16条第1項の規定による届出をした者 | (略) | | 端末設備 | 電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつて、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)または同一の建物内であるもの | (略) | | 技術基準適合認定 | 端末設備規則 (昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準 | SIMカード | 認証情報その他の情報を記憶することができるカードであつて、 無線インターネット接続サービス の提供のために当社が加入者に貸与するもの | 認証情報 | 本サービスの提供に際して加入者を識別するための情報であつて、 端末設備 又は 自営電気通信設備 の認証に使用するもの | 申込者 | 本サービスの申込みをする個人または法人 | 加入契約 | 当社から 無線インターネット接続サービス の提供を受けるための契約(以下「 本契約 」)といひます。) | (略) | | サーバ | 本サービス提供にあたり、機能やデータを保有している機器 | 加入者回線 | 当社との 本契約に基づいて、当社の無線基地局設備と 端末機器 との間に設定される電気通信回線 | (略) | | 当社グループ企業 | 株式会社KCN京都、こまどりケーブル株式会社、株式会社テレビ岸和田 | <p>第3条 (用語の定義) 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気通信設備</td> <td>電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備</td> </tr> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td>電気通信事業を営むことについて、法第9条の登録を受けた者および第16条第1項の規定による届出をした者</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>端末設備</td> <td>電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつて、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)または同一の建物内であるもの</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技術基準等</td> <td>端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準</td> </tr> <tr> <td>SIMカード</td> <td>認証情報その他の情報を記憶することができるカードであつて、本サービスの提供のために当社が加入者に貸与するもの</td> </tr> <tr> <td>認証情報</td> <td>本サービスの提供に際して加入者を識別するための情報であつて、端末設備または自営電気通信設備の認証に使用するもの</td> </tr> <tr> <td>申込者</td> <td>本サービスの申込みをする個人または法人</td> </tr> <tr> <td>本契約</td> <td>当社から本サービスの提供を受けるための契約</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サーバ</td> <td>本サービスの提供にあたり、機能やデータを保有している機器</td> </tr> <tr> <td>加入者回線</td> <td>本契約に基づいて、当社の無線基地局設備と端末機器との間に設定される電気通信回線</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当社グループ</td> <td>株式会社KCN京都、こまどりケーブル株式会社、株式会社テレビ岸和田、株式会社KCNなんたん</td> </tr> </tbody> </table> | 用語 | 用語の意味 | 電気通信設備 | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備 | 電気通信事業者 | 電気通信事業を営むことについて、 法 第9条の登録を受けた者および第16条第1項の規定による届出をした者 | (略) | | 端末設備 | 電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつて、1の部分の設置の場所が 他の部分の設置の場所 と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)または同一の建物内であるもの | (略) | | 技術基準等 | 端末設備等規則 (昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準 | SIMカード | 認証情報その他の情報を記憶することができるカードであつて、 本サービス の提供のために当社が加入者に貸与するもの | 認証情報 | 本サービスの提供に際して加入者を識別するための情報であつて、 端末設備 または 自営電気通信設備 の認証に使用するもの | 申込者 | 本サービスの申込みをする個人または法人 | 本契約 | 当社から 本サービス の提供を受けるための契約 | (略) | | サーバ | 本サービスの 提供 にあたり、機能やデータを保有している機器 | 加入者回線 | 本契約に基づいて、当社の無線基地局設備と 端末機器 との間に設定される電気通信回線 | (略) | | 当社グループ | 株式会社KCN京都、こまどりケーブル株式会社、株式会社テレビ岸和田、 株式会社KCNなんたん |
| 用語 | 用語の意味 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電気通信設備 | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電気通信事業者 | 電気通信事業を営むことについて、 電気通信事業法 第9条の登録を受けた者および第16条第1項の規定による届出をした者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 端末設備 | 電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつて、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)または同一の建物内であるもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 技術基準適合認定 | 端末設備規則 (昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| SIMカード | 認証情報その他の情報を記憶することができるカードであつて、 無線インターネット接続サービス の提供のために当社が加入者に貸与するもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 認証情報 | 本サービスの提供に際して加入者を識別するための情報であつて、 端末設備 又は 自営電気通信設備 の認証に使用するもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 申込者 | 本サービスの申込みをする個人または法人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加入契約 | 当社から 無線インターネット接続サービス の提供を受けるための契約(以下「 本契約 」)といひます。) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| サーバ | 本サービス提供にあたり、機能やデータを保有している機器 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加入者回線 | 当社との 本契約に基づいて、当社の無線基地局設備と 端末機器 との間に設定される電気通信回線 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当社グループ企業 | 株式会社KCN京都、こまどりケーブル株式会社、株式会社テレビ岸和田 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 用語 | 用語の意味 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電気通信設備 | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電気通信事業者 | 電気通信事業を営むことについて、 法 第9条の登録を受けた者および第16条第1項の規定による届出をした者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 端末設備 | 電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつて、1の部分の設置の場所が 他の部分の設置の場所 と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)または同一の建物内であるもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 技術基準等 | 端末設備等規則 (昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| SIMカード | 認証情報その他の情報を記憶することができるカードであつて、 本サービス の提供のために当社が加入者に貸与するもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 認証情報 | 本サービスの提供に際して加入者を識別するための情報であつて、 端末設備 または 自営電気通信設備 の認証に使用するもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 申込者 | 本サービスの申込みをする個人または法人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本契約 | 当社から 本サービス の提供を受けるための契約 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| サーバ | 本サービスの 提供 にあたり、機能やデータを保有している機器 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加入者回線 | 本契約に基づいて、当社の無線基地局設備と 端末機器 との間に設定される電気通信回線 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当社グループ | 株式会社KCN京都、こまどりケーブル株式会社、株式会社テレビ岸和田、 株式会社KCNなんたん | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第4条 (本サービスの種類) 本サービスにより提供するサービスの種類は、別に定める料金表(料金表および当社が別に定める料金をいひます。以下同じとします。)に規定する種類があります。</p> <p>(略)</p> | <p>第4条 (本サービスの種類) 本サービスにより提供するサービスの種類および料金等は、別に定める料金表に記載のとおりとします。</p> <p>(略)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第5条 (オプションサービスの種別) 本サービスにおけるオプションサービスの種別については、別に定める料金表に記載のとおりとします。</p> <p>(略)</p> | <p>第5条 (オプションサービスの種別) 本サービスにおけるオプションサービスの種別および料金等は、別に定める料金表に記載のとおりとします。</p> <p>(略)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第2章 本契約 第7条 (本契約の単位) 当社は、加入者回線1回線ごとに1の本契約を締結します。この場合、加入者は1の本契約につき1人に限ります。</p> | <p>第2章 契約 第7条 (契約の単位) 当社は、加入者回線1回線につき1の本契約を締結します。この場合、加入者は1の本契約につき1人に限ります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

無線インターネット契約約款 新旧対照表

| | |
|--|---|
| <p>第8条 (本契約の申込み) 申込者は、本約款を承認の上、当社所定の本契約申込書(以下「加入申込書」といいます。)に次の事項を記載して当社に提出します。 (1) 申込者の住所および氏名、または所在地、商号および代表者 (2) 利用を希望するサービス種類およびオプションサービス種別 (3) その他必要事項 (略)</p> | <p>第8条 (契約の申込み) 申込者は、本約款を承認のうえ、当社所定の本契約申込書(以下「加入申込書」といいます。)に次の事項を記載して当社に提出します。 (1) 申込者の住所または所在地、氏名または商号および代表者名、ならびに電話番号 (2) 利用を希望するサービスの種類およびオプションサービス (3) その他必要事項 (略)</p> |
| <p>第9条 (申込みの承諾) (略) 2 当社は、前項の規定にかかわらず、本サービスの取扱い上余裕がないときは、その承諾を延期することがあります。 3 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本契約の申込みを承諾しない場合があります。 (1) 申込者が本約款に違反するおそれがある場合 (2) 申込者および申込者と生計を同一にする者が、過去に当社(および当社グループ企業を含む。以下本項について同じとします。)の提供するサービスにおいて、滞納等により強制解約となっていた場合 (3) 申込者および申込者と生計を同一にする者が、当社の提供するサービスにおいて、滞納中、利用休止中、利用停止中である場合 (4) 申込者および申込者と生計を同一にする者が、当社の提供するサービスにおいて、当社の定める禁止事項に抵触したことがある場合 (5) 申込内容に虚偽の記載があった場合 (6) 加入者回線の設置、保守およびサービス提供が技術上著しく困難な場合 (7) 申込者が反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じとします。)に属する者、または反社会的勢力等に属する者に相当する者であると当社が判断した場合 (8) その他、当社の業務遂行上著しい支障がある場合 (略)</p> | <p>第9条 (申込みの承諾) (略) 2 当社は、前項の規定にかかわらず、業務上の都合により、本サービスの申込みの承諾を延期することがあります。 3 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの申込みを承諾しない場合があります。 (1) 申込者が本約款に違反するおそれがある場合 (2) 申込者または申込者と生計を同一にする者が、過去に当社(および当社グループ企業を含みます。以下本項について同じ。)の提供するサービスにおいて、滞納等により強制解約となっていた場合 (3) 申込者または申込者と生計を同一にする者が、当社の提供するサービスにおいて、滞納中または利用停止中である場合 (4) 申込者または申込者と生計を同一にする者が、過去に当社の提供するサービスにおいて、当社の定める禁止事項に抵触したことがある場合 (5) 申込内容に虚偽の記載があった場合 (6) 加入者回線の設置、保守およびサービス提供が技術上著しく困難である場合 (7) 申込者が反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。)に属する者、または反社会的勢力等に属する者に相当する者であると当社が判断した場合 (8) その他、当社の業務遂行上支障がある場合 (略)</p> |
| <p>第10条 (初期契約解除制度) 加入者は、前条第4項の通知の受領日から起算して8日を経過するまでの期間、事業法第26条の3に基づき、文書により本契約の解除(以下「初期契約解除」といいます。)を行うことができます。 2 前項の初期契約解除は、加入者が文書を発したときにその効力を生じます。 3 第1項の規定により初期契約解除を行った者は、当該サービスの利用料金(オプションサービスを含む。以下同じとします。)および申込事務手数料を支払うものとします。また、当社は、原状復旧に要する費用等を加入者に請求することができるものとします。 4 第1項の規定により初期契約解除を行った者は、第2項に定める文書とともに当社に端末機器を返還するものとします。なお、初期契約解除を行った者が故意または過失により端末機器の亡失もしくは破損、または端末機器を返還しない場合、初期契約解除を行った者は別に定める機器損害金を当社に支払うものとします。 (略)</p> | <p>第10条 (初期契約解除制度) 加入者は、前条第4項の通知の受領日から起算して8日を経過するまでの期間、法第26条の3に基づき、文書により本契約の解除(以下「初期契約解除」といいます。)を行うことができます。 2 前項の初期契約解除は、加入者が文書を発したときにその効力を生じます。 3 第1項の規定により初期契約解除を行った者は、当該サービスの利用料金(オプションサービスを含みます。以下同じ。)および申込事務手数料を支払うものとします。また、当社は、原状復旧に要する費用等を加入者に請求することができるものとします。 4 第1項の規定により初期契約解除を行った者は、第2項に定める文書とともに当社に端末機器を返還するものとします。なお、初期契約解除を行った者が故意または過失により端末機器の亡失もしくは破損、または端末機器を返還しない場合、当該加入者は別に定める機器損害金を当社に支払うものとします。 (略)</p> |
| <p>第11条 (本契約の成立と利用開始日) 本契約は、本サービスの契約申込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立します。 (略)</p> | <p>第11条 (契約の成立と利用開始日) 本契約は、本サービスの利用申込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立します。 (略)</p> |

無線インターネット契約約款 新旧対照表

| | |
|---|---|
| <p>第12条 (加入申込書記載事項の変更) 加入者は、<u>加入申込書に記載の内容</u>の変更を請求できます。この場合、<u>加入者</u>は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の14日前までに当社に提出します。</p> <p>2 加入者は、<u>加入申込書に記載した</u>住所、電話番号、<u>料金支払方法</u>、料金支払口座などの変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出します。</p> <p>3 当社は、<u>前2項の請求および通知</u>を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、<u>当社の定める方法</u>によりその旨を通知します。</p> <p>4 第1項および第2項に規定する各請求の受付は、必要な提出書類を当社が受理したときに成立します。ただし、各変更の請求においては当社が<u>別途</u>定める日に準じ、当該契約変更日として取り扱います。</p> <p>5 当社が特に認める場合に限り、加入者は本条に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で当該変更の請求<u>および通知</u>ができます。</p> | <p>第12条 (契約事項の変更) 加入者は、<u>契約事項のうち、サービスの種類およびオプションサービスの</u>変更を請求することができます。この場合、<u>当該加入者</u>は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の14日前までに当社に提出します。</p> <p>2 加入者は、<u>当社に届け出た</u>住所、電話番号、<u>料金支払い方法</u>、料金支払口座などの変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出します。</p> <p>3 当社は、<u>第1項および第2項の請求</u>を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。</p> <p>4 第1項および第2項に規定する各請求の受付は、必要な提出書類を当社が受理したときに成立します。ただし、各変更の請求においては当社が<u>別に</u>定める日に準じ、当該契約変更日として取り扱います。<u>ただし、第2項の規定による変更の場合は、提出された書類を当社が受領した日を、原則として当該契約変更日とします。</u></p> <p>5 当社が特に認める場合に限り、加入者は本条に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で当該変更の請求を<u>する</u>ことができます。</p> |
| <p>第13条 (名義変更) 加入者は、<u>加入名義</u>を変更することはできません。ただし、次の各号のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。</p> <p>(1) 個人加入者が<u>死亡した場合</u>で、当該加入者の相続人の名義に変更する<u>とき</u></p> <p>(2) 法人加入者が合併または組織変更により商号を変更する<u>とき</u></p> <p>(3) 2親等以内の家族の名義に変更する<u>とき</u> (<u>旧加入者の同意書を添付するものとします。</u>)</p> <p>(4) 当社が特に認めた場合</p> <p>2 前項の場合、新加入者は当社所定の書類に必要事項を<u>記入して、名義変更希望日の14日前までに</u>当社に提出します。</p> <p>3 個人加入者が改姓・改名した場合<u>および法人加入者が商号を変更した場合</u>においても前項の書類の提出を必要とします。</p> <p>4 第1項<u>および第2項</u>の場合において、新加入者は旧加入者の権利と義務を引き継ぎ、旧加入者と新加入者との間で紛争が生じても当事者間で解決し、当社には一切迷惑をかけないものとします。</p> | <p>第13条 (名義変更) 加入者は、<u>契約名義</u>を変更することはできません。ただし、次のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。</p> <p>(1) 個人加入者が<u>死亡し</u>、当該加入者の相続人の名義に変更する<u>場合</u></p> <p>(2) 法人加入者が合併または組織変更により商号を変更する<u>場合</u></p> <p>(3) 2親等以内の家族の名義に変更する<u>場合</u></p> <p>(4) 当社が特に認めた場合</p> <p>2 前項の場合、新加入者は当社所定の書類に必要事項を<u>記入し、これを証明する書類を添えて、</u>名義変更希望日の14日前までに当社に提出します。</p> <p>3 個人加入者が改姓・改名した場合においても前項の書類の提出を必要とします。</p> <p>4 第1項の場合において、新加入者は旧加入者の権利と義務を引き継ぎ、旧加入者と新加入者との間で紛争が生じても当事者間で解決し、当社には一切迷惑をかけないものとします。</p> |
| <p>第14条 (権利譲渡等の禁止) 加入者は、<u>前条</u>による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を<u>他者</u>に譲渡、質入れまたは貸与することはできません。</p> | <p>第14条 (権利譲渡等の禁止) 加入者は、<u>第13条(名義変更)</u>による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を<u>第三者</u>に譲渡、質入れまたは貸与することはできません。</p> |
| <p>第15条 (設置場所の変更) 加入者は、加入者施設について、設置場所の変更を<u>請求できません</u>。この場合、<u>加入者</u>は、当社所定の書類に必要事項を記入して、当社に提出します。</p> <p>(略)</p> <p>3 設置場所変更にあたっての費用負担は<u>第30条</u> (施設の移設および費用負担) に定めるとおりとします。</p> | <p>第15条 (設置場所の変更) 加入者は、加入者施設について、設置場所の変更を<u>請求することができます</u>。この場合、<u>当該加入者</u>は、当社所定の書類に必要事項を記入して、当社に提出します。</p> <p>(略)</p> <p>3 設置場所変更にあたっての費用負担は<u>第31条</u> (施設の移設および費用負担) に定めるとおりとします。</p> |
| <p>第16条 (本サービス提供の一時停止の特例) 当社は、サイバー攻撃、不正アクセス等により、加入者から請求があったときは、本サービスの一時停止 (その加入者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。) を行うことがあります。</p> | <p>第16条 (本サービス提供の一時停止の特例) 当社は、サイバー攻撃、不正アクセス等により、加入者から請求があったときは、本サービスの一時停止 (その加入者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。<u>以下同じ</u>。) を行うことがあります。</p> |

無線インターネット契約約款 新旧対照表

| | |
|--|---|
| <p>第17条 (当社が行う本サービス提供の制限) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を制限することがあります。 (1) <u>天災・地変</u>その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなった<u>とき</u> (2) 加入者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行った<u>とき</u> (3) 加入者に送信される電子メールの送信元が虚偽または実在しないと当社がその時点で判断した<u>とき</u> (4) 加入者に送信される電子メールの送信元が、当社所定の基準により制限する必要があると判断した電子メールの送信元であった<u>とき</u> (5) 加入者が閲覧しようとするホームページ、画像・映像等、その他<u>加入者</u>が接続しようとする通信対象（以下「通信対象」といいます。）が、一般社団法人インターネットコンテンツセキュリティ協会から当社に提供される児童ポルノ関連ページ等のリスト（以下「リスト」といいます。）の内容に合致した<u>とき</u> (6) 通信対象が、リストと同一ドメイン名で管理されている<u>とき</u> 2 当社は、前項第1号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。 3 当社は、第1項第2号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、<u>当社の定める方法により通知します。</u>ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。 (略) 5 当社は、第1項第5号または第6号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく通信対象の接続を制限します。 6 通信が他者によって不正に使用されている等のセキュリティ上の問題があると判断した時、通信の全部または一部の利用を制限または中止する措置を<u>とる</u>ことがあります。 (略)</p> | <p>第17条 (当社が行う本サービス提供の制限) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を制限することがあります。 (1) <u>天災地変</u>、その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなった<u>場合</u> (2) 加入者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行った<u>場合</u> (3) 加入者に送信される電子メールの送信元が、<u>虚偽または実在しないと当社がその時点で判断した</u><u>場合</u> (4) 加入者に送信される電子メールの送信元が、当社所定の基準により制限する必要があると判断した電子メールの送信元であった<u>場合</u> (5) 加入者が閲覧しようとするホームページ、画像・映像等、その他<u>当該加入者</u>が接続しようとする通信対象（以下「通信対象」といいます。）が、一般社団法人インターネットコンテンツセキュリティ協会から当社に提供される児童ポルノ関連ページ等のリスト（以下「リスト」といいます。）の内容に合致した<u>場合</u> (6) 通信対象が、リストと同一ドメイン名で管理されている<u>場合</u> 2 当社は、前項第1号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対し、<u>その理由および制限期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。</u>ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。 3 当社は、第1項第2号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対し、<u>その理由および制限期間を当社の定める方法により通知します。</u>ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。 (略) 5 当社は、第1項第5号または第6号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく通信対象の接続を制限します。<u>当該制限は、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報であって、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り、なお、当該制限内容と直接関係のない情報についても、当該制限に伴い必要な限度で制限する場合があります。</u> 6. 通信が他者によって不正に使用されている等のセキュリティ上の問題があると判断した時、通信の全部または一部の利用を制限または中止する措置を<u>講じる</u>ことがあります。 (略)</p> |
| <p>第18条 (当社が行う本サービス提供の停止) (略) (2) <u>加入申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合</u> (3) <u>前条第1項第2号の規定により、当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合</u> (略) (6) 第47条(情報の削除等)第1項第1号から第3号<u>まで</u>の要求を受けた加入者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合 (7) 加入者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続した<u>とき</u> (略) 2 当社は前項の規定により、<u>本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。</u>ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</p> | <p>第18条 (当社が行う本サービス提供の停止) (略) (2) <u>第8条(契約の申込み)の規定により届け出た内容が虚偽であることが判明した場合</u> (3) <u>第17条(当社が行う本サービス提供の制限)第1項第2号の規定により、本サービスの利用を制限された加入者が、当該制限期間内にその原因となった事由を解消しない場合</u> (略) (6) 第47条(情報の削除等)第1項第1号から第3号<u>および第5項</u>の要求を受けた加入者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合 (7) 加入者回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続した<u>場合</u> (略) 2 当社は、<u>前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対し、その理由および停止期間を、当社の定める方法により通知します。</u>ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</p> |
| <p>第19条 (当社が行う本サービス提供の休止) (略) (4) 第17条(当社が行う本サービス提供の制限)第1項の規定により、当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合 (5) <u>天災・地変</u>その他の事由により、本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合 (略)</p> | <p>第19条 (当社が行う本サービス提供の休止) (略) (4) 第17条(当社が行う本サービス提供の制限)第1項<u>第1号</u>の規定により、当社が本サービスの<u>利用</u>を制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合 (5) <u>天災地変</u>、その他の事由により、本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合 (略)</p> |

無線インターネット契約約款 新旧対照表

| | |
|--|--|
| <p>第20条 (加入者が行う本契約の解約) 加入者は<u>利用開始日が属する月を除く</u>毎月末日付にて、本契約を解約することができます。この場合、当該加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の14日前までに当社に提出します。 2 前項に規定する解約請求の受付は、<u>加入者</u>より解約の申告を受けたときに成立します。ただし、解約日においては必要な<u>提出書類等</u>を当社が受理した日の<u>月末</u>を原則として、本サービスの利用終了日および解約日として取り扱います。 (略) 4 解約に際しては、第32条(施設の撤去および費用負担)に定める施設の撤去に伴う費用を<u>負担するものとします。</u></p> | <p>第20条 (加入者が行う本契約の解約) 加入者は、毎月末日付にて、本契約を解約することができます。この場合、当該加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の14日前までに当社に提出します。 2 前項に規定する解約請求の受付は、<u>当該加入者</u>より解約の申告を受けたときに成立します。ただし、解約日においては必要な<u>提出書類</u>を当社が受理した日の<u>属する月の末日</u>を原則として、本サービスの利用終了日および解約日として取り扱います。 (略) 4 解約に際して、<u>加入者は、</u>第32条(施設の撤去および費用負担)に定める施設の撤去に伴う費用を<u>負担します。</u></p> |
| <p>第21条 (当社が行う本契約の解除) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができるものとします。 (略) (3) <u>加入契約</u>の成立後、第9条(申込みの承諾)第3項各号に定める事由が判明した場合 2 当社は、加入者が第18条(当社が行う本サービス提供の停止)第1項<u>および第49条(禁止事項)</u>に該当する場合ならびに加入者が本約款に違反する行為があったと認められる場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、<u>前項の規定にかかわらず、第18条(当社が行う本サービス提供の停止)</u>に定める本サービスの提供の停止をすることなく本契約を解除できるものとします。 3 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、<u>前2項の規定にかかわらず、第18条(当社が行う本サービス提供の停止)</u>に定める本サービスの提供の停止をすることなく本契約を解除できるものとします。 (1) 加入者が不当もしくは過度な要求行為を行い、その行為が当社の業務遂行上支障を及ぼすと判断した場合 (2) 加入者が反社会的勢力等の維持<u>もしくは運営または経営</u>に協力もしくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流<u>または関与</u>をする行為を行った場合 4 当社は、<u>前3項</u>の規定により本契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により<u>加入者</u>にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。 5 第1項から第3項<u>まで</u>の規定により本契約が解除されたときは、本契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。</p> | <p>第21条 (当社が行う本契約の解除) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができるものとします。 (略) (3) <u>本契約</u>の成立後、第9条(申込みの承諾)第3項各号に定める事由が判明した場合 2 当社は、加入者が第18条(当社が行う本サービス提供の停止)第1項に該当する場合ならびに加入者が本約款に違反する行為があったと認められる場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、<u>同条</u>に定める本サービスの提供の停止をすることなく本契約を解除できるものとします。 3 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、第18条(当社が行う本サービス提供の停止)に定める本サービスの提供の停止をすることなく本契約を解除できるものとします。 (1) 加入者が不当もしくは過度な要求行為を行い、その行為が当社の業務遂行上支障を及ぼすと判断した場合 (2) 加入者が反社会的勢力等の維持、<u>運営もしくは経営</u>に協力もしくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流<u>もしくは関与</u>をする行為を行った場合 4 当社は、<u>第1項から第3項</u>の規定により本契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により<u>当該加入者</u>にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。 5. 第1項から第3項の規定により本契約が解除されたときは、本契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。</p> |
| <p>第23条 (IDおよびパスワードの管理) 当社は、加入者にIDを付与します。<u>加入者は、本項第2号および第3号</u>に定めるパスワードを自ら任意で設定、変更するものとします。ID、パスワードの種類は<u>次のとおりになります。</u> (1) <u>ユーザーID、パスワード</u> (2) <u>マイページID、パスワード</u> (3) <u>初期パスワード</u> 2 加入者は、<u>前項各号に規定する</u>IDおよびパスワードの管理、使用において<u>全て</u>の責任を持つものとします。 3 加入者は、パスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該IDによる本サービスの提供を停止します。ただし、他者の不正使用により<u>加入者</u>が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。 4 加入者が第20条(加入者が行う本契約の解約)の規定により<u>加入契約</u>を解約する場合、<u>または</u>当社が第21条(当社が行う本契約の解除)の規定により<u>加入契約を解除した場合、当該加入者は利用終了日以降のIDとパスワード</u>を利用する権利を失います。</p> | <p>第23条 (IDおよびパスワードの管理) 当社は、加入者にIDを付与します。<u>当該加入者は、本項各号</u>に定めるパスワードを自ら任意で設定、変更するものとします。ID<u>および</u>パスワードの種類は<u>次のとおりです。</u> (1) <u>マイページID、パスワード</u> (2) <u>初期パスワード</u> 2 加入者は、IDおよびパスワードの管理、使用において<u>すべて</u>の責任を持つものとします。 3 加入者は、パスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該IDによる本サービスの提供を停止します。ただし、他者の不正使用により<u>当該加入者</u>が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。 4 加入者が第20条(加入者が行う本契約の解約)の規定により<u>本契約</u>を解約する場合、<u>もしくは</u>第21条(当社が行う本契約の解除)の規定により、<u>本契約が当社により解除された場合、利用終了日以降、当該加入者はIDおよびパスワード</u>を利用する権利を失います。<u>ただし、当社は、第1項第1号に定めるIDおよびパスワードについては、当社の定める一定期間に限り利用を認めるものとします。</u></p> |

無線インターネット契約約款 新旧対照表

| | |
|--|---|
| <p>第24条 (料金等) 料金等は、別に定める料金表のとおりとします。加入者は料金表に従って利用料金および申込事務手数料等を当社に支払うものとします。 2 加入者は、料金表記載の金額を支払います。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。 3 当社は、料金表を改定することがあります。この場合、当社は事前にホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。 4 前項の場合、改定日より改定後の料金等を適用しますが、利用料金については改定日が月の初日以外の場合は改定日の属する月の翌月分から改定後の利用料金を適用します。</p> | <p>第24条 (料金等) 料金等は、別に定める料金表に記載のとおりとします。加入者は料金表に従って、利用料金、工事費用、手数料などを当社に支払うものとします。 2 加入者は、料金表に記載の金額を支払います。 3 当社は、料金表を改定することがあります。この場合、当社は事前に当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。 4 前項の場合、改定日より改定後の料金等を適用しますが、利用料金については改定日が月初日以外の場合は改定日の属する月の翌月分から改定後の利用料金を適用します。</p> |
| <p>第25条 (加入者の支払義務) 加入者は、その契約内容に応じ、第24条(料金等)で規定する料金等を当社に支払う義務を負います。なお、第12条(加入申込書記載事項の変更)の規定により加入者の契約内容が変更された時は、加入者は変更後の契約内容に応じ、第24条(料金等)で規定する料金等を当社に支払う義務を負います。 2 料金等のうち、利用料金の支払いは、利用開始日の属する月の翌月から本契約の解除があった日の属する月までの期間(提供を開始した月と解除または廃止があった月が同一の月である場合は、1ヵ月とします。)とします。 3 料金等のうち、工事費用の支払義務は、第30条(施設の設置および費用負担)、第31条(施設の移設および費用負担)、もしくは第32条(施設の撤去および費用負担)に規定する施設の設置、移設または撤去が完了した日に発生します。 4 第12条(加入申込書記載事項の変更)第1項および第42条(オプションサービスの追加および解約)の場合、利用料金の支払いについては、第1項に準じて取り扱います。 5 第16条(本サービス提供の一時停止の特例)、第17条(当社が行う本サービス提供の制限)、第18条(当社が行う本サービス提供の停止)の規定により、本サービスの提供が行われなかった場合の当該期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとし、利用料金の支払いについては、第1項に準じて取り扱います。 6 第19条(当社が行う本サービス提供の休止)の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとし、<u>ただし、加入者の責めによらない事由により、本サービスを全く利用出来ない状態が生じた場合で、かつ当社がこのことを認知した時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間を24で除して日数を算定し(端数切り捨て)、その日数に対応する利用料金等の支払い義務を免じます。</u></p> | <p>第25条 (加入者の支払義務) 加入者は、その契約内容に応じ、第24条(料金等)で規定する料金等を当社に支払う義務を負います。なお、第12条(契約事項の変更)第1項の規定により加入者の契約内容が変更された時は、当該加入者は変更後の契約内容に応じ、第24条(料金等)で規定する料金等を当社に支払う義務を負います。 2 料金等のうち、利用料金の支払いは、利用開始日の属する月の翌月から本契約の解約、解除または廃止があった日の属する月までの期間(提供を開始した月と解約、解除または廃止があった月が同一の月である場合は1ヵ月とします。)とします。 3 料金等のうち、工事費用の支払義務は、第30条(施設の設置および費用負担)、第31条(施設の移設および費用負担)、あるいは第32条(施設の撤去および費用負担)に規定する施設の設置、移設あるいは撤去が完了した日に発生します。 4 第12条(契約事項の変更)第1項および第42条(オプションサービスの追加および解約)の場合、利用料金の支払いについては、第2項に準じて取り扱います。 5 第16条(本サービス提供の一時停止の特例)、第17条(当社が行う本サービス提供の制限)、第18条(当社が行う本サービス提供の停止)の規定により、本サービスの提供が行われなかった場合の当該期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとし、利用料金の支払いについては第2項に準じて取り扱います。 6 第19条(当社が行う本サービス提供の休止)の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとし、<u>7 前各項の定めにかかわらず、加入者の責めによらない事由により、本サービスをまったく利用できない状態が生じ、かつ当社がこのことを認知した時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、対象となる加入者に対し、当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間を24で除して日数を算定し(端数切り捨て)、その日数に対応する利用料金の支払義務を免ずるものとします。</u></p> |
| <p>第27条 (料金等の請求時期および支払期限等) (略) 3 加入者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができます。</p> | <p>第27条 (料金等の請求時期および支払期限等) (略) 3 加入者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得たうえで、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができます。</p> |
| <p>第28条 (本契約終了に伴う料金等の精算方法) 第20条(加入者が行う本契約の解約)および第21条(当社が行う本契約の解除)の規定により、月の途中で本契約が解除されたときは、料金等は利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行いません。</p> | <p>第28条 (本契約終了に伴う利用料金の精算方法) 第20条(加入者が行う本契約の解約)および第21条(当社が行う本契約の解除)の規定により、月の途中で本契約が解約または解除されたときは、利用料金は利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算は行いません。</p> |
| <p>第29条 (遅延損害金および督促手数料) (略) 2 当社は加入者が料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)について、支払期日を経過しても支払いがない場合、当社または料金回収会社が督促通知(料金その他の債務の支払いを求める行為をいいます。)を行う場合には、別に定める料金表に記載の督促手数料を別途請求いたします。</p> | <p>第29条 (遅延損害金および督促手数料) (略) 2 当社は、加入者が料金等その他の債務(遅延損害金を除きます。)について、支払期日を経過しても支払いがない場合、当社または料金回収会社が督促通知(料金等その他の債務の支払いを求める行為をいいます。)を行う場合には、別に定める料金表に記載の督促手数料を別途請求いたします。</p> |

無線インターネット契約約款 新旧対照表

| | |
|---|--|
| <p>第30条 (施設の設置および費用負担) 当社は当社施設を所有し、その設置に要する費用を負担します。 2 加入者は加入者施設 (当社貸与品を除く)を所有し、加入者施設の設置に要する費用を負担します。ただし、加入者は設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従います。 (略) 4 加入者は、加入者の各種変更の希望により加入者施設に工事を要する場合には、その費用を負担します。</p> | <p>第30条 (施設の設置および費用負担) 当社は、<u>当社施設</u>を所有し、その設置に要する費用を負担します。 2 加入者は、<u>当社貸与品を除く加入者施設</u>を所有し、加入者施設の設置に要する費用を負担します。ただし、加入者は、<u>設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従います。</u> (略) 4 加入者は、<u>当該加入者</u>の各種変更の希望により加入者施設に工事を要する場合には、その費用を負担します。</p> |
| <p>第31条 (施設の移設および費用負担) 当社が第15条 (設置場所の変更) 第1項の規定に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、当社により本施設等を移設します。この場合、加入者は端末機器および加入者施設の移設に要する費用を負担します。 2 移設に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者の費用と責任において、復旧作業を実施することとします。</p> | <p>第31条 (施設の移設および費用負担) 当社が、<u>第15条 (設置場所の変更) 第1項の規定に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、当社により加入者施設</u>を移設します。この場合、<u>当該加入者</u>は端末機器および加入者施設の移設に要する費用を負担します。 2. 移設に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、<u>当該加入者</u>の費用と責任において、<u>その</u>復旧作業を実施することとします。</p> |
| <p>第32条 (施設の撤去および費用負担) 第20条 (加入者が行う本契約の解約) および第21条 (当社が行う本契約の解除) の規定により本契約が終了したときは、当社施設を撤去するものとし、加入者はかかる撤去に応じるものとします。この場合、加入者は別に定める料金表に記載の撤去費用を負担します。 2 撤去に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者の費用と責任において、復旧作業を実施することとします。</p> | <p>第32条 (施設の撤去および費用負担) 第20条 (加入者が行う本契約の解約) および第21条 (当社が行う本契約の解除) の規定により本契約が終了したときは、当社施設を撤去するものとし、加入者はかかる撤去に応じるものとします。この場合、<u>当該加入者</u>は別に定める料金表に記載の撤去費用を負担します。 2. 撤去に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、<u>当該加入者</u>の費用と責任において、<u>その</u>復旧作業を実施することとします。</p> |
| <p>第33条 (加入者の維持責任) (略) 2 加入者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合または加入者施設を亡失もしくは破損した場合は、加入者はその修復に要する費用を負担します。</p> | <p>第33条 (加入者の維持責任) (略) 2 加入者の故意または過失により、<u>当社施設</u>に故障が生じた場合または加入者施設を亡失もしくは破損した場合は、<u>当該加入者</u>はその修復に要する費用を負担します。</p> |
| <p>第34条 (設置場所の無償使用) 当社は、本施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等は無償で使用できるものとします。 (略)</p> | <p>第34条 (設置場所の無償使用) 当社は、本施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等は無償で使用できるものとします。 (略)</p> |
| <p>第35条 (便宜の供与) 加入者は、当社により本施設の検査、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。</p> | <p>第35条 (便宜の供与) 加入者は、当社により本施設の検査、修復等を行うために、<u>当該加入者</u>の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。</p> |
| <p>第36条 (当社による維持管理) 当社は、当社施設を事業法および事業用電気通信設備規則 (昭和60年郵政省令第30号) の規定に適合するよう維持します。</p> | <p>第36条 (当社による維持管理) 当社は、当社施設を法および事業用電気通信設備規則 (昭和60年郵政省令第30号) の規定に適合するよう維持します。</p> |
| <p>第37条 (異常が生じた場合の取り扱い) 本サービスに異常が生じた場合、加入者は加入者の自営端末設備、自営電気通信設備の異常がないことを確認の上、当社に通知するものとします。この場合、当社は、速やかに当社施設および加入者施設を調査し、適切な措置を講じます。ただし、加入者の電気通信設備に起因する異常については、この限りではありません。 2 加入者は、加入者施設の修復に要する費用を負担するものとします。 3 第1項の調査の結果、異常や故障が加入者の責めに帰す事由であった場合または当社の電気通信設備等に故障のないことが明らかな場合は、加入者はその調査または本施設の修復に要する費用を負担します。</p> | <p>第37条 (異常が生じた場合の取り扱い) 本サービスに異常が生じた場合、加入者は<u>当該加入者</u>の自営端末設備、自営電気通信設備の異常がないことを確認の<u>うえ</u>、当社に通知するものとします。この場合、当社は、速やかに当社施設および加入者施設を調査し、適切な措置を講じます。ただし、<u>当該加入者</u>の電気通信設備に起因する異常については、この限りではありません。 2 加入者は、加入者施設の修復に要する費用を負担するものとします。 3 第1項の調査の結果、異常や故障が<u>当該加入者</u>の責めに<u>よる</u>事由であった場合または当社の電気通信設備等に故障のないことが明らかな場合は、<u>当該加入者</u>はその調査または本施設の修復に要する費用を負担します。</p> |

無線インターネット契約約款 新旧対照表

| | |
|--|---|
| <p>第38条 (修理または復旧の順位) 当社は、当社の電気通信設備が故障、滅失した場合に、その一部または全部を修理または復旧することができないときは、事業法および施行規則第5.2条および第5.6条に規定された公共の利益のために優先的に取り扱われる通信を確保するため、この規定に従った順序でその電気通信設備を修理または復旧します。</p> | <p>第38条 (修理または復旧の順位) 当社は、当社の電気通信設備が故障、滅失した場合に、その全部または一部を修理または復旧することができないときは、法および事業法施行規則第5.5条および第5.6条に規定された公共の利益のために優先的に取り扱われる通信を確保するため、この規定に従った順序でその電気通信設備を修理または復旧します。</p> |
| <p>第39条 (端末機器およびSIMカード) 加入者は、1の本契約につき1台の端末機器(1枚のSIMカードを含みます。以下同じとします。)を当社より貸与を受けることができます。 2 前項により、加入者が当社より貸与を受ける端末機器については、故障が生じた場合、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講じます。なお、加入者が端末機器を本来の用法に従って使用しなかった場合、または不適切な設置もしくは周辺環境の維持を怠った場合はこの限りではなく、別に定める機器損害金を当社に支払うものとします。 (略) 4 第1項により、当社より端末機器の貸与を受ける加入者は、第20条(加入者が行う本契約の解約)第2項および第21条(当社が行う本契約の解除)第5項に定める利用終了日、ならびに第12条(加入申込書記載事項の変更)第4項に規定する契約変更日に当社に端末機器を返還するものとします。なお、加入者が故意または過失により端末機器の亡失もしくは破損、または端末機器を返還しない場合、加入者は別に定める機器損害金を当社に支払うものとします。 (略)</p> | <p>第39条 (端末機器およびSIMカード) 加入者は、1の本契約につき1台の端末機器(1枚のSIMカードを含みます。以下同じ。)を当社より貸与を受けることができます。 2 前項の規定により、加入者が当社より貸与を受ける端末機器については、故障が生じた場合、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講じます。ただし、当該加入者が端末機器を本来の用法に従って使用していなかった場合や、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合は、この限りではありません。 (略) 4 第1項の規定により、当社より端末機器の貸与を受ける加入者は、第20条(加入者が行う本契約の解約)第2項および第21条(当社が行う本契約の解除)第5項に定める利用終了日、ならびに第12条(契約事項の変更)第4項に規定する契約変更日に、当社に端末機器を返還するものとします。なお、当該加入者が故意または過失により端末機器を破損もしくは紛失し、または返還しない場合、当該加入者は、別に定める機器損害金を当社に支払うものとします。 (略)</p> |
| <p>第40条 (オプションサービス利用の申込み) 加入者は、第5条(オプションサービスの種別)に規定するオプションサービス種別の利用を申込みことができます。この場合、加入者は当社の定める方法により、当社に申込みものとします。 2 加入者の利用するサービス種類により、特定のオプションサービス種別を申込みできない場合があります。なお、申込みの可否については、別に定めます。 3 当社は、第9条(申込みの承諾)の規定に準じ、第1項の申込みを承諾しない場合があります。この場合、当社は当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。 4 当社は加入者のオプションサービスが利用可能となった日を、当該オプションサービスの利用開始日と定めます。</p> | <p>第40条 (オプションサービス利用の申込み) 加入者は、第5条(オプションサービスの種別)に規定するオプションサービスを申し込むことができます。この場合、当該加入者は当社の定める方法により、当社に申し込むものとします。 2 加入者は、本サービスを申し込むことなくオプションサービスのみを申し込むことはできません。 3 当社は、第9条(申込みの承諾)の規定に準じ、第1項の申込みを承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。 4 当社は、加入者のオプションサービスが利用可能となった日を、当該オプションサービスの利用開始日と定めます。</p> |
| <p>第41条 (オプションサービスの制限・停止・休止) 第17条(当社が行う本サービス提供の制限)、第18条(当社が行う本サービス提供の停止)、および第19条(当社が行う本サービス提供の休止)の規定については、オプションサービスについても準用します。</p> | <p>第41条 (オプションサービスの制限・停止・休止) 第17条(当社が行う本サービス提供の制限)、第18条(当社が行う本サービス提供の停止)および第19条(当社が行う本サービス提供の休止)の規定については、オプションサービスについても準用します。</p> |
| <p>第42条 (オプションサービスの追加および解約) 加入者は、オプションサービスの追加および解約を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、当社に提出するものとします。</p> | <p>第42条 (オプションサービスの追加および解約) 加入者は、オプションサービスの追加および解約を請求することができます。この場合、当該加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、当社に提出するものとします。</p> |
| <p>第43条 (オプションサービスの廃止) 当社は、都合により特定のオプションサービスを種別を任意の月の末日付けで廃止する場合があります。この場合、オプションサービス廃止日をオプションサービスの提供終了日と定めます。 2 当社は、前項の場合には当該オプションサービスを廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。ただし、当社の責めによらない事由により当該オプションサービスを廃止する場合はこの限りではありません。</p> | <p>第43条 (オプションサービスの廃止) 当社は、都合により特定のオプションサービスを任意の月の末日付けで廃止する場合があります。この場合、オプションサービス廃止日をオプションサービスの提供終了日と定めます。 2 当社は、前項の場合には、当該加入者に対し当該オプションサービスを廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。ただし、当社の責めによらない事由により当該オプションサービスを廃止する場合はこの限りではありません。</p> |

無線インターネット契約約款 新旧対照表

| | |
|--|---|
| <p>第44条 (個人情報) 当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報の取扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。</p> | <p>第44条 (個人情報) 当社は、本サービスの提供にあたり取得した個人情報について、当社が定める「個人情報の取扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。</p> |
| <p>第45条 (通信の秘密) 当社は、事業法第4条に基づき、加入者の通信の秘密を守ります。 (略)</p> | <p>第45条 (通信の秘密) 当社は、法第4条に基づき、加入者の通信の秘密を守ります。 (略)</p> |
| <p>第46条 (機密保持) 加入者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、本契約終了後といえども相手方の同意なしに他者に開示、提供しません。 (略)</p> | <p>第46条 (機密保持) 加入者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、本契約終了後といえども相手方の同意なしに他者に開示、提供しないこととします。 (略)</p> |
| <p>第47条 (情報の削除等) 当社は、加入者による本サービスの利用が第49条(禁止事項)に規定する禁止事項に該当する場合、当該利用に関し、他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不相当と当社が判断した場合、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。 (略) (4) 事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置くこと <u>(追加)</u> (略)</p> | <p>第47条 (情報の削除等) 当社は、加入者による本サービスの利用が第49条(禁止事項)に規定する禁止事項に該当する場合、当該利用に関し、他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の事由で本サービスの運営上不相当と当社が判断した場合は、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。 (略) (4) 事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部または一部を削除し、もしくは他者が閲覧できない状態に置くこと <u>(5) 第53条(連絡受付体制の整備について)に規定する連絡受付体制の整備が講じられていない場合、連絡受付体制の整備を要求すること</u> (略)</p> |
| <p>第48条 (本サービスの利用様態の制限) 本サービスの本契約において、当該サービスに関して使用するドメイン名およびインターネットアドレスは、当社が付与するものとします。 2 加入者は、前項に基づき付与されたもの以外のドメイン名あるいはインターネットアドレスを使用して本サービスを利用することはできません。</p> | <p>第48条 (本サービスの利用様態の制限) 本サービスの本契約において、当該サービスに関して使用するドメイン名およびIPアドレスは、当社が付与するものとします。 2 加入者は、前項に基づき付与されたもの以外のドメイン名あるいはIPアドレスを使用して本サービスを利用することはできません。</p> |
| <p>第49条 (禁止事項) 加入者は、本サービスの利用にあたり、当社が別途定める「インターネット接続サービスご利用上のご注意」に規定する禁止行為を行うことができません。</p> | <p>第49条 (禁止事項) 加入者は、本サービスの利用にあたり、当社が別に定める「インターネット接続サービスご利用上のご注意」に規定する禁止行為を行うことができません。</p> |
| <p>第50条 (加入者の義務) 加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負います。 (1) 加入者が他のネットワーク(国内外)を経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワークの規則に従うこと (2) 加入者は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは加入者の責任において行うこと <u>2 加入者は、本約款の認める範囲において加入者の利用権限のもとで本サービスを利用する者に対し、本約款を遵守させる責任を負います。</u> <u>3 加入者は、当社の承諾を得ることなく、他者が本サービスを利用できる状態にしないこととします。</u> <u>(追加)</u></p> | <p>第50条 (加入者の義務) 加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負います。 (1) 加入者が他のネットワーク(国内外)を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従うこと (2) 加入者は、当社のサーバ内に保管された当該加入者のデータについてすべての責任を持ち、そのデータのバックアップは当該加入者の責任において行うこと <u>2 加入者は、当社の承諾を得ることなく、他者が本サービスを利用できる状態にしないこととします。</u> <u>3 加入者は、本約款の認める範囲において当該加入者の利用権限のもとで本サービスを利用する者に対し、本約款を遵守させる責任を負います。</u> <u>4 当社は、前項の規定に基づき、本サービスを利用する者が第49条(禁止事項)に規定する禁止事項のいずれかを行い、もしくはその故意または過失により当社が損害を被った場合、当該利用者の行為を加入者の行為とみなして取り扱います。</u></p> |

無線インターネット契約約款 新旧対照表

| | |
|--|--|
| <p>第51条 (コンテンツ) 加入者が、当社サーバ内に開設した加入者のホームページで発信する情報の作成およびアップデートは、別途契約による場合を除き、加入者が行うものとし、当社は一切関係しません。</p> <p>2 加入者が発信する情報は、国内外の法令に違反するものであってはなりません。</p> <p>3 当社は、加入者が当社サーバ内のホームページに作成したコンテンツに関し、次の権利を有します。 (1) 加入者のコンテンツを閲覧すること (2) 加入者のコンテンツが第49条(禁止事項)に規定する禁止事項に該当すると当社が判断した場合に、コンテンツの一部または全部の修正あるいは削除を加入者に要求すること (3) 加入者が前号の要求に従わないと当社が判断した場合、加入者のコンテンツの一部または全部を削除すること。ただし緊急やむを得ない場合は、前号に定める要求を行うことなく、加入者のコンテンツの一部または全部を削除できるものとします。</p> | <p>第51条 (コンテンツ) 加入者が、当社サーバ内に開設した当該加入者のホームページで発信する情報の作成およびアップデートは、別途契約による場合を除き、当該加入者が行うものとし、当社は一切関係しません。</p> <p>2 加入者が発信する情報は、国内外の法令に違反するものであってはなりません。</p> <p>3 当社は、加入者が当社サーバ内のホームページに作成したコンテンツに関し、次の権利を有します。 (1) 加入者のコンテンツを閲覧すること (2) 加入者のコンテンツが第49条(禁止事項)に規定する禁止事項に該当すると当社が判断した場合に、コンテンツの全部または一部修正あるいは削除を当該加入者に要求すること (3) 加入者が前号の要求に従わないと当社が判断した場合、当該加入者のコンテンツの全部または一部を削除すること。ただし、緊急やむを得ない場合は、前号に定める要求を行うことなく、当該加入者のコンテンツの全部または一部を削除できるものとします。</p> |
| <p>第52条 (青少年にとって有害な情報の取扱について) 加入者は、本サービスを利用することにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号、以下「青少年インターネット環境整備法」)第2条第1項の特定サーバ管理者(以下「特定サーバ管理者」といいます。)となる場合、同法第21条の努力義務について十分留意するものとします。</p> <p>2 加入者は、本サービスを利用することにより、特定サーバ管理者となる場合、自らの管理するサーバを利用して他者により青少年にとって有害な情報(青少年の健全な成長を著しく阻害する情報のうち、第13条(名義変更)に規定する情報を除く。以下同じとします。)の発信が行われたことを知ったとき又は自ら当該情報を発信する場合、以下に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう努力するものとします。 (1) 18歳以上を対象とした情報を発信していることを分かり易く周知する (略) 3 当社は、本サービスにより、当社の判断において青少年にとって有害な情報が発信された場合、青少年インターネット環境整備法第21条の趣旨に則り、加入者に対して、当該情報の発信を通知すると共に、前項に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう要求することがあります。 (略) 5 前項の場合であっても、当社は第2項第4号に規定する方法により、フィルタリングによって青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させるための措置をすることがあります。</p> | <p>第52条 (青少年にとって有害な情報の取り扱いについて) 加入者は、本サービスを利用することにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号、以下「青少年インターネット環境整備法」といいます。)第2条第1項の特定サーバ管理者(以下「特定サーバ管理者」といいます。)となる場合、同法第21条の努力義務について十分留意するものとします。</p> <p>2 加入者は、本サービスを利用することにより、特定サーバ管理者となる場合、自らの管理するサーバを利用して第三者により青少年にとって有害な情報の発信が行われたことを知ったとき、または自ら当該情報を発信する場合、以下に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を講じるよう努力するものとします。 (1) 18歳以上を対象とした情報を発信していることを分かりやすく周知する (略) 3 当社は、本サービスにより、当社の判断において青少年にとって有害な情報が発信された場合、青少年インターネット環境整備法第21条の趣旨に則り、加入者に対して、当該情報の発信を通知すると共に、前項に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を講じるよう要求することがあります。 (略) 5 前項の場合であっても、当社は第2項第4号に規定する方法により、フィルタリングによって青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させるための措置を講じることがあります。</p> |
| <p>(追加)</p> | <p>第53条 (連絡受付体制の整備について) 加入者は、本サービスを利用することにより、特定サーバ管理者となる場合、情報発信に関するトラブルを防止することを目的として、下記に例示する方法等により、第三者からの連絡を受け付ける体制を整備するものとします。 (1) 本サービスを利用した情報発信に関する第三者向けの問い合わせフォームを整備すること (2) 本サービスを利用した情報発信に関する問い合わせ先のメールアドレスその他の連絡先を公開すること なお、本項第2号に例示した方法により、連絡を受け付ける体制を整備する場合、当該連絡先が他の目的で悪用されるおそれがあることに当該加入者は十分留意するものとします。 2 加入者は本サービスを利用するにあたり、情報発信に関するトラブルが生じた場合に備えて、当社が連絡を取りうる連絡先を当社に対し通知することとします。</p> |

無線インターネット契約約款 新旧対照表

| | |
|--|--|
| <p>第5.3条 (損害賠償の免責および特約事項) 当社が、本サービスの提供を制限、停止、休止、廃止、利用不能、加入者が本サービスに送信した情報の削除または消失、本サービスの利用による当社サーバ内に保管された加入者のデータの消失または機器の故障もしくは損傷、その他本サービスに関して、加入者が損害を被った損害につき、当社は一切責任を負いません。</p> <p>(略)</p> <p>5 加入者が、第2.3条 (IDおよびパスワードの管理) 第2項、第3.3条 (加入者の維持責任) 第1項、第4.6条 (機密保持) 第1項、第4.9条 (禁止事項)、第5.0条 (加入者の義務)、および第5.1条 (コンテンツ) 第2項に違反する行為、その他の過失、不正、および違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができます。</p> <p>6 第2.0条 (加入者が行う本契約の解約) および第2.1条 (当社が行う本契約の解除) の規定により本契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができます。ただし、当社の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合はこの限りではありません。</p> <p>7 別途本約款で明確に定める場合を除き、何らかの理由により当社が責任を負う場合であっても、当社は、附随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。</p> <p>8 当社は、本サービスの提供の状態を確認するために、第4.4条 (個人情報) の規定を遵守した上で、加入者の使用する端末機器等と電気信号による通信を行うことができるものとします。</p> <p>9 当社は加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができます。</p> <p>1.0 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、加入者が所有もしくは占有する土地、または建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。</p> <p>1.1 当社は、この約款等の変更により、自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更 (以下この条において「改造等」といいます。) を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件 (事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係わる端末設備等の接続の技術的条件をいいます。) の設定または変更により、現に加入者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。</p> | <p>第5.4条 (損害賠償の免責および特約事項) 当社が、第1.6条 (本サービス提供の一時停止の特例)、第1.7条 (当社が行う本サービス提供の制限)、第1.8条 (当社が行う本サービス提供の停止)、第1.9条 (当社が行う本サービス提供の休止) および第5.5条 (本サービスの廃止) の規定により、本サービスの提供を制限、停止、休止、廃止した場合や、利用不能、加入者が本サービスに送信した情報の削除または消失、本サービスの利用による当社サーバ内に保管された当該加入者のデータの消失または機器の故障もしくは損傷、その他本サービスに関して、当該加入者が被った損害につき、当社は一切責任を負いません。</p> <p>(略)</p> <p>5. 加入者が、第2.3条 (IDおよびパスワードの管理) 第2項、第3.3条 (加入者の維持責任) 第1項、第4.6条 (機密保持) 第1項、第4.9条 (禁止事項)、第5.0条 (加入者の義務)、および第5.1条 (コンテンツ) 第2項に違反する行為、その他の過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができます。</p> <p>6 第2.0条 (加入者が行う本契約の解約) および第2.1条 (当社が行う本契約の解除) の規定により本契約が解約または解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができます。ただし、当社の責めによる事由により本契約が解除された場合はこの限りではありません。</p> <p>1.1 別途本約款で明確に定める場合を除き、何らかの理由により当社が責任を負う場合であっても、当社は、附随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害および逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。</p> <p>7 当社は、本サービスの提供の状態を確認するために、第4.4条 (個人情報) の規定を遵守したうえで、加入者の使用する端末機器等と電気信号による通信を行うことができるものとします。</p> <p>8 当社は、加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができます。</p> <p>9 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、加入者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。</p> <p>1.0 当社は、本約款等の変更により、自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更 (以下本条において「改造等」といいます。) を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術基準等の変更により、現に加入者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。</p> |
|--|--|

無線インターネット契約約款 新旧対照表

| <p>第5.4条 (本サービスの廃止) 当社は、業務上の都合により本サービスの<u>一部および全部</u>を廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって本契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。 2 当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。 <u>3 当社は、都合により特定のサービス種類およびオプションサービス種別を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、加入者は第1.2条(加入申込書記載事項の変更)第1項の規定に基づき別のサービス種類およびオプションサービス種別への変更を請求できます。請求を行わなかった加入者に関しては、別途当社が定める場合を除き、当該サービス種類およびオプションサービス種別を廃止する日をもって当該加入者との本契約を解除します。</u> 4 当社は、前項の場合には、<u>当該サービス種類およびオプションサービス種別を利用する加入者に対し当該サービス種類およびオプションサービス種別を廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により当該サービス種類およびオプションサービス種別を廃止する旨を告知します。</u></p> | <p>第5.5条 (本サービスの廃止) 当社は、業務上の都合により本サービスの<u>全部または一部</u>を廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって本契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。 <u>(削除)</u> <u>2 前項の場合、加入者は第1.2条(契約事項の変更)第1項の規定に基づき、当社の別のサービスへの変更を請求することができます。請求を行わなかった加入者に関しては、別途当社が定める場合を除き、本サービスを廃止する日をもって当該加入者との本契約を解除するものとし、</u> <u>3 当社は、第1項および第2項の場合には、当該加入者に対し本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。ただし、当社の責めによらない事由により本サービスの全部または一部を廃止する場合はこの限りではありません。</u></p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--------------------------------------|----|-----|--|--|-----------|--------|----------------------------|-----------|----|----------------|--|-------------|-------|----|-----|--|--|-----------|--------|--------------------------------------|-----------|----|----------------|
| <p><u>(追加)</u></p> | <p>第5.6条 (関連法令の遵守) <u>当社は、本約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講じます。</u></p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第5.5条 (準拠法・合意管轄)</p> | <p>第5.7条 (準拠法・合意管轄)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第5.6条 (分離可能性)</p> | <p>第5.8条 (分離可能性)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第5.7条 (定めなき事項) 本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社および加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の<u>上</u>、解決に当たるものとします。</p> | <p>第5.9条 (定めなき事項) 本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社および加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の<u>うえ</u>、解決に当たるものとします。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>附則 本約款は<u>2022年7月1日</u>より施行します。</p> | <p>附則 本約款は<u>2024年11月1日</u>より施行します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>1. 適用 表記の金額は特に記載のある場合を除き、すべて消費税込みです。<u>請求金額は税抜金額の合計から税率乗算して小数点以下端数を切り捨てて計算します。</u></p> | <p>1. 適用 表記の金額は特に記載のある場合を除き、すべて消費税込みです。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>無線インターネット接続サービス料金表 (表2) オプションサービスの種別</p> <table border="1" data-bbox="82 1413 743 1615"> <thead> <tr> <th>オプションサービス種別</th> <th>月額利用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>メールリングリスト</td> <td>1,100円</td> <td>100件につき(最初に登録費別途2,200円が必要)</td> </tr> <tr> <td>メール転送サービス</td> <td>無料</td> <td>1メールアドレスにつき1ヵ所</td> </tr> </tbody> </table> | オプションサービス種別 | 月額利用料 | 備考 | (略) | | | メールリングリスト | 1,100円 | 100件につき(最初に登録費別途2,200円が必要) | メール転送サービス | 無料 | 1メールアドレスにつき1ヵ所 | <p>無線インターネット接続サービス料金表 (表2) オプションサービスの種別</p> <table border="1" data-bbox="833 1413 1493 1630"> <thead> <tr> <th>オプションサービス種別</th> <th>月額利用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>メールリングリスト</td> <td>1,100円</td> <td>1契約につき100件まで利用可能(別途、初回に登録費2,200円が必要)</td> </tr> <tr> <td>メール転送サービス</td> <td>無料</td> <td>1メールアドレスにつき1ヵ所</td> </tr> </tbody> </table> | オプションサービス種別 | 月額利用料 | 備考 | (略) | | | メールリングリスト | 1,100円 | 1契約につき100件まで利用可能(別途、初回に登録費2,200円が必要) | メール転送サービス | 無料 | 1メールアドレスにつき1ヵ所 |
| オプションサービス種別 | 月額利用料 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| メールリングリスト | 1,100円 | 100件につき(最初に登録費別途2,200円が必要) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| メール転送サービス | 無料 | 1メールアドレスにつき1ヵ所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| オプションサービス種別 | 月額利用料 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| メールリングリスト | 1,100円 | 1契約につき100件まで利用可能(別途、初回に登録費2,200円が必要) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| メール転送サービス | 無料 | 1メールアドレスにつき1ヵ所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

無線インターネット契約約款 新旧対照表

(表3) 各種手数料等

| オプションサービス種別 | 月額利用料 | 備考 |
|--------------|---------|------------------------|
| 申込事務手数料 | 3,300円 | 1契約につき |
| 設置設定費用 | 5,500円 | 機器1台につき |
| 撤去費用 | 6,600円 | 当社窓口に返却または元払にて郵送の場合は無料 |
| 督促手数料 | 110円 | 1回の督促につき |
| お知らせハガキ発行手数料 | 88円 | 1通につき |
| 適格請求書送付料 | 110円 | 1通につき |
| 機器交換費用 | 6,600円 | 機器1台につき |
| 機器損害金 | 10,000円 | 機器1台につき(不課税) |

近鉄ケーブルネットワーク株式会社

(表3) 各種手数料等

| オプションサービス種別 | 金額 | 備考 |
|--------------|---------|------------------------|
| 申込事務手数料 | 3,300円 | 1契約につき |
| 設置設定費用 | 5,500円 | 機器1台につき |
| 撤去費用 | 6,600円 | 当社窓口に返却または元払にて郵送の場合は無料 |
| 督促手数料 | 110円 | 1回の督促につき |
| お知らせハガキ発行手数料 | 88円 | 1通につき |
| 適格請求書送付料 | 110円 | 1通につき |
| 機器交換費用 | 6,600円 | 機器1台につき |
| 機器損害金 | 10,000円 | 機器1台につき(不課税) |